

賃料等のお支払い方法には、4通りの支払方法があります。

《賃料等の支払方法》

- ① 窓口支払 … レント窓口で支払う。
- ② 口座引落 … お持ちの金融機関の預金口座から賃料等を引き落としする。
- ③ 振込 … お持ちの金融機関の預金口座からレント指定口座へ振込む。
または、現金をレント指定口座へ振込む。
- ④ 定額自動送金 … お持ちの金融機関の預金口座から賃料等(定額)を自動的にレント指定口座へ送金する。

① 《窓口支払》

レント窓口にて「物件名」と「お名前」を伝えてください。

- ※ 「物件名」 … アパートの場合は「アパート名」と「部屋番号(部屋名)」
貸家・事業用は「〇〇町の店舗」など

【注意】

- ・ 窓口支払の受付時間は午前10時～午後5時です。
- ・ レント休業日は支払受付はしておりません。

② 《口座引落》

「自動払込利用申込書(預金口座振替依頼書)」にご記入、お届け印の押印をしてください。

※ 必要なもの … 口座番号のわかるもの(通帳など)
預金口座のお届け印

【注意】

- 上下水道料をレントで検針する物件は、賃料等と上下水道料を合わせてのお支払いとなります。
この場合、お支払額が毎月変動するため、手続きにより、一部の金融機関での口座引落ができなくなります。

↓

【裏技】

- 上下水道料の変動により口座引落できない場合、概算金額で上下水道料を定額にして、口座引落ができます。

※ 概算金額で不足が出る場合は、賃料等の未納になってしまいますので、概算の上下水道料は少し高めの金額で設定させていただきます。

※ 上下水道料の「概算の金額」と「実際の金額」の差額は、契約更新時(解約の場合は敷金清算時)に清算します。

【注意】

- 最初の口座引落までには、手続きから1か月～3か月くらいかかります。その間は、「窓口支払」または「振込」にてお支払いください。

【レントで引落できる金融機関】

定額でも、変動でも 口座引落できる金融機関	定額のみ(変動はできない) 口座引落できる金融機関
<p>〔銀行〕</p> <p>ゆうちょ銀行 北國銀行</p> <p>〔信用金庫〕</p> <p>はくさん信用金庫 金沢信用金庫 興能信用金庫 のと共栄信用金庫</p> <p>〔労働金庫〕</p> <p>北陸労働金庫</p> <p>〔信用組合〕</p> <p>金沢中央信用組合</p> <p>〔その他〕</p> <p>石川県内のJ Aバンク 石川県信用農業協同組合 連合会</p>	<p>〔銀行〕</p> <p>北陸銀行 富山銀行 富山第一銀行 福井銀行 福邦銀行 みずほ銀行 三菱東京U F J 銀行</p> <p>〔信用金庫〕</p> <p>石動信用金庫 富山信用金庫 砺波信用金庫 越前信用金庫 小浜信用金庫 高岡信用金庫 鶴賀信用金庫 福井信用金庫 富山県信用漁業協同組合 連合会 石川県信用漁業協同組合 連合会</p>

～引落日は次の通りです～

- ・ゆうちょ銀行 … 毎月末日
※ 土日祝の場合は前営業日
- ・ゆうちょ銀行以外 … 毎月22日
※ 土日祝の場合は後営業日

※ ゆうちょ銀行の場合、残高不足などで月末の引落ができないときは、自動的に翌月5日の再引落となります。

③ 《振込》

レント指定口座へお振込みください。

【レント指定口座一覧】

金融機関名	支店名	支店コード	種類	口座番号
北國銀行	寺井支店	216	普通	181435
北陸銀行	能美支店	334	普通	4467400
はくさん信用金庫	寺井支店	105	普通	1182189
金沢信用金庫	寺井支店	033	普通	1031140
北陸労働金庫	能美支店	462	普通	2903171

ゆうちょ銀行(本支店問わず)から振込する場合

金融機関名	記号	番号
ゆうちょ銀行	13170	5872431

ゆうちょ銀行以外からゆうちょ銀行へ振込する場合

金融機関名	支店名	支店コード	種類	口座番号
ゆうちょ銀行	三一八	318	普通	0587243

口座名義；株式会社レント フリガナ；カ) レント

④ 《定額自動送金》

お客様の取引されている金融機関でお手続きをお願いします。

※ 必要なもの … 口座番号のわかるもの(通帳など)
預金口座のお届け印

【注意】

- ・ 賃料等の支払期限は前払いです。送金指定日を月末にされる方は、月末が土日祝の場合、前営業日をご指定ください。

【注意】

- ・ 上下水道料をレントで検針する物件は、賃料等と上下水道料を合わせてのお支払いとなります。
この場合、お支払額が毎月変動するため、定額自動送金はできません。

《金融機関手数料》

「口座引落」「振込」「定額自動送金」の場合、それぞれ金融機関の手数料(借主負担)がかかります。

※ 金融機関の手数料については、「金融機関手数料(賃料等のお支払い)」をご参照ください。